

## 調査と情報—ISSUE BRIEF—

No. 1174 (2022. 2.25)

# 放送事業者に対する外資規制

## —規制をめぐる国内外の諸相—

はじめに	1 米国
I わが国の放送事業者に対する外資規制	2 英国
1 外資規制を行う理由	3 ドイツ
2 外資規制の現状	4 フランス
3 外資規制をめぐる動向	5 カナダ
II 諸外国の放送事業者に対する外資規制	6 オーストラリア
	7 韓国
	おわりに

キーワード：放送事業、放送法、電波法、外資規制、外資比率

- 放送法及び電波法は、放送事業者の種類に応じて外資規制を定めている。外国人等の役員割合や、直接出資及び間接出資による議決権割合等について規制がなされている。
- 外資規制違反の事例が明らかとなったことを契機として、規制の実効性確保や規制の在り方の見直しの検討が行われている。外資規制遵守状況の報告を厳格化する等の方向性が示されており、関連する法律の改正が見込まれている。
- 諸外国においては多様な外資規制の制度が見られる。わが国の制度の見直しにおいても、わが国で現実的に運用可能なものとする、規制の目的を慎重に見極めて制度設計を行うことが望まれる。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

国土交通課 おちあい 落合 しょう 翔

第 1 1 7 4 号

## はじめに

わが国の放送事業者に対しては、外国資本により言論や報道が支配されること等を防ぐため、株主総会における外国人の議決権比率に上限を定める等の「外資規制」<sup>1</sup>が課されている。

2021年、この外資規制の過去の違反事例が立て続けに明らかとなった<sup>2</sup>。当時開会中であった第204回通常国会では、この問題の発覚や、それに先立って表面化していた総務省幹部等への供応接待問題<sup>3</sup>により、予定されていた放送法の改正法案の審議を断念したと報じられた<sup>4</sup>。

本稿は、この問題を機に注目されることとなった放送事業者に対する外資規制について、わが国の現状と課題を整理し、併せて諸外国<sup>5</sup>の法制について概観する。

## I わが国の放送事業者に対する外資規制

### 1 外資規制を行う理由

国境を越えた資本移動は自由であることが、国際的な原則である<sup>6</sup>。それにもかかわらず、放送事業について外資規制を行う理由を、例えば『放送法逐条解説 新版』は、「国際条約に基づき我が国に分配された有限希少な周波数を利用するものであり、周波数の利用は原則として自国民を優先するものであること」や「我が国の世論形成、固有文化の創造に大きな影響力を有するものであること」<sup>7</sup>と説明している<sup>8</sup>。資本移動の自由を規定する国際協定等においても、放送事業は例外的に規制が認められると解釈されている<sup>9</sup>。あるいは、協定を一部留保すること

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセスは2022年1月31日である。

<sup>1</sup> 本稿では、国内企業に対する外国資本による投資の制限のほか、外国籍の者の役員就任制限等、外国性の規制全般に対して「外資規制」という語を用いる。

<sup>2</sup> 「東北新社 17年に外資規制違反」『朝日新聞』2021.3.5, 夕刊; 「フジ 外資規制違反疑い 14年まで2年間 議決権計算誤り」『読売新聞』2021.4.6等を参照。

<sup>3</sup> 「総務官僚、事業者から接待 届け出ず会食「菅氏長男同席」報道」『朝日新聞』2021.2.4; 「NTTからも接待か 総務審議官と前内閣広報官 文春報道」『産経新聞』2021.3.4等を参照。

<sup>4</sup> 「放送法の一部を改正する法律案」(2021年2月26日国会提出)は、主にNHK(日本放送協会)に関する内容であり外資規制に関するものではなかったが、一連の問題に関して野党の大きな反発を招き、他の審議にも影響すると判断されたとされる(「与党、重要法案を絞り込み 放送法改正案は見送り」『日本経済新聞』2021.5.23.)。

<sup>5</sup> 各国事情に横断的に触れているものとして次を参照した。Susanne Nikoltchev, *Television and Media Concentration: Regulatory Models on the National and the European Level*, European Audiovisual Observatory, 2001. Council of Europe website <<https://rm.coe.int/16807834b0>>; 総務省情報通信政策局衛星放送課「諸外国におけるマスメディア集中排除原則」(第1回衛星放送の将来像に関する研究会 参考資料3) 2005.10.14. <[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/chousa/eisei\\_housou/pdf/051014\\_2\\_san3.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/eisei_housou/pdf/051014_2_san3.pdf)>; NHK放送文化研究所編『NHK データブック世界の放送 2021』2021; 情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ」2022.1, p.39. 総務省HP <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000789471.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000789471.pdf)>

<sup>6</sup> 例えば、OECD(経済協力開発機構)加盟国は、加盟国間での投資の自由化等を求める「資本移動自由化コード」(OECD Code of Liberalisation of Capital Movements: CLCM)に従うことが求められている。

<sup>7</sup> 金澤薫監修, 放送法制研究会編著『放送法逐条解説 新版』情報通信振興会, 2020, p.219.

<sup>8</sup> 有識者による説明としては、例えば立教大学の砂川浩慶教授は「言論報道機関である放送局を外国資本が乗っ取ることを防ぐためです。外国資本が大株主になれば、割り当てられた周波数でその国と関係のないニュース番組を流すなど、勝手なことができてしまう。」と述べている(「総務省と放送局は「なれあい体質」 外資規制のあり方は」『朝日新聞』(電子版)2021.5.5.)。

<sup>9</sup> 例えば、CLCMは「安全保障等関連業種」について投資規制の導入を認めており(第3条第2項)、同業種には放送も含まれるとされている(廣瀬信己「外資誘致と外資規制」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』600号, 2007.11.8. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000590\\_po\\_0600.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000590_po_0600.pdf?contentNo=1)>)。また、1994年策定のGATS(サー

で外資規制を正当付けている例もある<sup>10</sup>。

## 2 外資規制の現状

放送事業者に対する外資規制を定めているのは、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び放送法（昭和 25 年法律第 132 号）である<sup>11</sup>。法令が定める放送や事業者の分類<sup>12</sup>は複雑であるが、制度の理解に不可欠な要素であるため、以下ではこれらの分類について整理した後に、具体的な外資規制の内容を見ていくこととする。

### (1) 放送の分類

放送の伝送手段には、地上の放送局から送信する電波（地上波）、人工衛星経由で送信する電波（衛星波）及び有線がある。

これを前提に、まず「基幹放送」と「一般放送」という区別がなされる。放送法は「放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送」を基幹放送とし、それ以外を一般放送としている<sup>13</sup>。

そして、地上波の基幹放送について「移動受信用地上基幹放送」の定義を行い<sup>14</sup>、それを除く地上波の基幹放送を「地上基幹放送」と定義する<sup>15</sup>。それに対し、衛星波を用いる基幹放送を「衛星基幹放送」<sup>16</sup>と定義する。一方、一般放送は、伝送手段に応じ「地上一般放送」、「衛星

ビスの貿易に関する一般協定）は、外国資本の市場参加の制限の禁止（第 16 条第 2 項第 f 号）等を定めているが、安全保障等の理由による措置を妨げないという定め（第 14 条及び第 14 条の 2）があるほか、協定前文を根拠として「国家の政策目的の実現のため」等の理由により放送についての規制は認められると解釈されている（第 163 回国会衆議院総務委員会議録第 4 号 平成 17 年 10 月 18 日 p.4.（清水英雄総務省政策統括官（当時）答弁））。

<sup>10</sup> 2018 年発効の TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（平成 30 年条約第 16 号））においては、わが国は放送分野に関する規制を将来留保している（附属書Ⅱの日本国の表（六））。

<sup>11</sup> わが国の外資規制には、電波法等の個別業法のほか、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。「外為法」）で定めるものがある。ただし、外為法は、外国投資家に対し、国内の上場会社の株式取得等に際する事前報告や事後報告の義務を定めるものであり（今村英章・桜田雄紀編著『詳解外為法 対内直接投資等・特定取得編』商事法務，2021，p.3.）、事業者に対する規制とは性質が異なるため、本稿では取り上げない。

<sup>12</sup> 現行の放送及び放送事業者の分類は、放送法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 65 号）による法改正により整理された（鈴木秀美「放送法改正の概要」『法律時報』83 卷 2 号，2011.2，pp.80-93.）。条文上の定義は、放送法第 2 条及び放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）第 2 条に置かれている。

<sup>13</sup> この定義は「法律上は、どのような放送を基幹放送とすべきかについての規範的要請は存在せず、制度的には、周波数割当計画で割り当てられた周波数の電波を使用する放送＝基幹放送となるという倒錯した構造となっている。」（中村英樹「基幹放送としてのコミュニティ放送の「公共性」」『北九州市立大学法政論集』42 卷 2・3・4 合併号，2015.3，p.107.）と指摘されている。

<sup>14</sup> 「自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする基幹放送であつて、衛星基幹放送以外のもの」（放送法第 2 条第 14 号）。地上アナログ放送終了後の空き周波数帯の一部を活用した、いわゆる「携帯端末向けマルチメディア放送」と呼ばれるものである（金澤監修，放送法制研究会編著 前掲注(7)，pp.30-31.）。全国放送向けの V-High 帯マルチメディア放送、地域ブロック放送向けの V-Low 帯マルチメディア放送があるが、「NOTTV」といったチャンネルが存在していた前者は 2016 年 6 月に全サービスが終了（村上圭子「「これからのテレビ」を巡る動向を整理する（Vol.8）2016 年 1 月-4 月」『放送研究と調査』66 卷 6 号，2016.6，pp.23-48.）、後者も 2020 年 3 月に自治体向け防災情報報道システム「V-ALERT」を除き終了している（田中正晴「i-dio 放送は 2020 年 3 月終了、既導入の V-ALERT は継続」『日経ニューメディア』1688 号，2020.1.6，p.11.）。

<sup>15</sup> 地上基幹放送には、地上波テレビ及び AM/FM ラジオ放送がある。なお、一の市町村の一部の区域といった範囲を対象とする放送は特に「コミュニティ放送」と呼ばれ（放送法施行規則別表第 5 号）、FM ラジオ放送の一種として運用されている。ただし、更に特定の狭小な区域向けの「エリア放送」は地上一般放送としての運用となる。

<sup>16</sup> 衛星基幹放送には、放送衛星による BS 放送及び、放送衛星と同じ東経 110 度に位置する通信衛星による CS 放送がある。東経 110 度以外に位置する通信衛星を用いる CS 放送は衛星一般放送となる。

一般放送」及び「有線一般放送」<sup>17</sup>に分類されている。

以上の分類を、後述の適用される外資規制の種類も含めて整理すると表1となる。

表1 放送の分類及び具体例並びに外資規制対象の範囲

	基幹放送	一般放送
地上波	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>地上基幹放送</p> <p>地上波テレビ・AM/FM ラジオ放送 (コミュニティ放送を含む。)</p> </div> <p>移動受信用地上基幹放送 携帯端末向けマルチメディア放送</p>	<p>地上一般放送 エリア放送</p>
衛星波	<p>衛星基幹放送 BS 及び CS (東経 110 度) 放送</p>	<p>衛星一般放送 CS (東経 110 度以外) 放送</p>
有線		<p>有線一般放送 有線放送</p>

(注) 囲み線部で放送の分類を示し、その下に具体例を示す。

(出典) 各種資料を基に筆者作成。

## (2) 放送事業者の分類

基幹放送は事業者の種類が細分化されている。放送のための無線局の設置・運用を行う事業者(以下「ハード事業者」)は電波法の免許を受けた「基幹放送局提供事業者」<sup>18</sup>に、放送の業務を行う事業者(以下「ソフト事業者」)は放送法の認定を受けた「認定基幹放送事業者」<sup>19</sup>に位置付けられる。これらは原則、別個の事業者が免許と認定を受け、事業を担う<sup>20</sup>。ただし、地上基幹放送のハード・ソフト一致の事業者は、電波法の免許を受け「特定地上基幹放送事業者」<sup>21</sup>になることにより、放送法上の認定は不要とすることができる。

また、地上基幹放送を行う事業者を含めグループ経営を行う親会社として「認定放送持株会社」<sup>22</sup>が制度化されている<sup>23</sup>。認定放送持株会社になるには、放送法に基づく認定が必要となる。

<sup>17</sup> 有線放送はそもそも電波を用いないため、基幹放送の定義からは外れ、例外なく一般放送に分類される。

<sup>18</sup> 現在においては、スカパーJSAT といった衛星放送のプラットフォームを提供する事業者が該当する。なお、同社は衛星一般放送のプラットフォームも提供している。

<sup>19</sup> 現在においては、NHK や WOWOW といった BS 放送チャンネルを提供する事業者が該当する。

<sup>20</sup> 鈴木秀美「新放送法における放送の自由—通販番組問題を中心として—」『企業と法創造』8 巻 3 号, 2012.2, pp. 3-15. 本稿では、ハード事業者とソフト事業者が同一の場合を「ハード・ソフト一致」、異なる場合を「ハード・ソフト分離」と呼ぶこととする。

<sup>21</sup> 現在においては、全ての地上波テレビや AM/FM ラジオの放送を行う者は、特定地上基幹放送事業者となっている(「無線局等情報検索」総務省電波利用 HP <<https://www.tele.soumu.go.jp/musen/SearchServlet?pageID=1>> での確認による。)

<sup>22</sup> フジ・メディア・ホールディングス、東京放送ホールディングスといった持株会社が該当する。

<sup>23</sup> マスメディア集中排除原則に基づき制限されている持株会社によるグループ経営を、一定の条件の範囲内で認めるために導入された(堀木卓也「認定放送持株会社制度の概要」『月刊民放』38 巻 4 号, 2008.4, pp.36-39.)。

一方、一般放送は法令上事業者の細分化がなされておらず、事業を行うために放送法に基づく登録又は届出を行った者を「一般放送事業者」<sup>24</sup>と一律に定義している。

### (3) 外資規制の内容

前項で述べた放送事業者に対する現行の外資規制は、表2のように整理できる。以下、規制の概要を説明する。

表2 わが国の放送事業者に対する外資規制

放送の分類	事業者の分類	事業の分類	根拠法	事業者自身の制限	外国人等の役員等の制限	外資比率制限と比率計算対象		違反時の措置	
地上基幹放送	(a)認定基幹放送事業者	ソフト	放送法	外国人等不可	特定役員でない	5分の1未満	直接 + 間接出資	免許・認定取消しを要する。間接出資での違反時は猶予可。	
	(b)基幹放送局提供事業者	ハード	電波法		3分の1未満かつ代表者・特定役員でない				
	(c)特定地上基幹放送事業者	ハード・ソフト一致			放送法				特定役員でない
	(d)認定放送持株会社	—							
衛星基幹放送*	(e)認定基幹放送事業者	ソフト	電波法		外国人等不可	3分の1未満かつ代表者でない	3分の1未満	直接出資	免許・認定取消しを要する。
	(f)基幹放送局提供事業者	ハード・ソフト一致							
一般放送	(g)一般放送事業者**	ハード・ソフト一致							

\* 移動受信用地上基幹放送は衛星基幹放送と同様の規制内容となる。

\*\* ソフト・ハード一致で無線局の設置・運用を伴う事業を行う者に限り規制される。

(出典) 金澤薫監修, 放送法制研究会編著『放送法逐条解説 新版』情報通信振興会, 2020, p.220等を基に筆者作成。

#### (i) ハード事業者への外資規制（電波法）

ハード事業者である基幹放送局提供事業者並びにハード・ソフト一致の特定地上基幹放送事業者及び一般放送事業者を含む無線局開設者<sup>25</sup>（表2の(b)、(c)、(f)及び(g)については、電波法により、以下の者には原則として無線局の免許を与えないと定められている（第5条第1項第1号から第4号並びに第4項第2号及び第3号）。

##### ① 外国人等<sup>26</sup>

<sup>24</sup> 現在においては、WOWOW や東北新社メディアサービスといったCS放送チャンネルを提供する事業者のほか、エリア放送を実施する事業者、ケーブルテレビ事業者及び有線ラジオ事業者が該当する。

<sup>25</sup> ハード・ソフト分離の場合の一般放送事業者は無線局の設置・運用を行っていても規制対象外となる。この場合の事業は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）における「電気通信事業」に当たるが（総務省情報流通行政局『エリア放送参入マニュアル（第6版）』2021, p.33. <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000284107.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000284107.pdf)>）、「電気通信事業」を営む「電気通信事業者」の業務「電気通信業務」を目的とする無線局免許は外資規制対象外であるためである（電波法第5条第2項第8号）。これは、電気通信分野の自由化を確立した1998年のGATS第4議定書発効に対応した例外である（今泉至明『電波法要説 第11版改訂版』情報通信振興会, 2020, p.57.）。

<sup>26</sup> 以下、わが国の法令について「日本の国籍を有しない人、外国政府又はその代表者若しくは外国の法人又は団体」を「外国人等」とする。

- ② 外国人等が代表者である又はその役員比率が3分の1以上である若しくは外国人等の議決権割合（以下「外資比率」）が3分の1以上である法人又は団体
- ③ 地上基幹放送の無線局の場合は、外国人等が特定役員<sup>27</sup>である又は外資比率が間接出資を含めて5分の1以上である者

これらに違反した場合、総務大臣は無線局の免許を取り消さなければならない。ただし、間接出資による外資比率上限超過による違反の場合は、現免許の有効期間内においては、状況・事情を勘案して取り消さないことができる（第75条第2項）。

#### （ii）ソフト事業者等への外資規制（放送法）

認定放送持株会社（表2の(d)）や、基幹放送のソフト事業者である認定基幹放送事業者（表2の(a)及び(e)）は、放送法により、以下に該当しないことと定められている（第93条第7号及び第159条第2項第5号）<sup>28</sup>。

- ① 外国人等
  - ② 外国人等が特定役員である又は外資比率が間接出資を含め5分の1以上の法人又は団体
- これらに違反した場合、総務大臣は放送局の認定を取り消さなければならない（第103条第1項及び第166条第1項）。ただし、認定基幹放送事業者による、間接出資に起因した外資比率上限超過による違反の場合は、現認定の有効期間内においては状況・事情を勘案して取り消さないことができる（第103条第2項）。

#### （iii）外資規制違反の回避規定（放送法）

放送法では、認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び認定放送持株会社（表2の(a)～(f)）について、上限を超過する株式取得がされた場合、株主名簿書換えを拒否し議決権を付与しないことができるとしている。また、名簿書換えを伴わない間接出資による上限超過時には、超過分の議決権を株主は有しないこととしている（第116条第1項から第4項、第125条及び第161条）。

#### （iv）間接出資の計算方法（電波法及び放送法）

地上基幹放送を行う事業者はかつて直接出資のみが規制されていたが、間接出資により外国企業に支配される放送事業者が発生しかねない状況<sup>29</sup>も生じたことから、2005年の法改正<sup>30</sup>に

<sup>27</sup> 株式会社における「取締役」等の「業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるもの」（放送法第2条第31号）。基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成27年総務省令第26号）により、「業務執行役員」及び「業務執行決定役員」がそれに当たる者と定められた上で、組織や放送の分類ごとに誰がそれらに該当するか細かい定義がなされている。

<sup>28</sup> 一般放送事業者に係る外資規制は電波法のみ定められており、放送法にはない。

<sup>29</sup> ライブドア社が米国証券会社から出資を受けてニッポン放送を買収しようとしたことが法改正の契機となった（「放送局の外資制限強化」『日本経済新聞』2005.4.30）。

<sup>30</sup> 「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（平成17年法律第107号）による。間接出資規制導入の理由は「近年における対内投資の増加、あるいは我が国における株式保有・出資のあり方の急激な変化など、電波法制定当時には想定していなかった事態の出現の[ママ]踏まえ…（中略）…諸外国では直接出資のみならず間接出資まで見て、その実効を確保しているといったような状況も踏まえつつ見直そうということ」等と説明されていた（「第18回情報通信審議会情報通信政策部会議事録」（安藤友裕放送政策課長（当時）発言）2005.4.14。国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ <[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/joho\\_bukai/050414\\_2.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/joho_bukai/050414_2.html)>）。なお、衛星放送に間接出資規制

より、間接出資も規制対象となった。その際、間接出資を含めた外資比率の計算は、直接出資者の出資比率（以下「直接出資比率」として）と直接出資者への外国人等による出資比率の積について、それらが10%以上の場合のみ、間接出資分として算入することとされた（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条の3の2及び放送法施行規則第62条）<sup>31</sup>。

### 3 外資規制をめぐる動向

#### (1) 外資規制違反事例の発覚

2021年に外資規制違反が明らかとなった東北新社<sup>32</sup>は、認定基幹放送事業者としての認定を2017年1月に受けた。認定により、同社は衛星基幹放送のチャンネル「ザ・シネマ・4K」の放送を開始したが、同社は認定申請時（2016年10月）、外資比率が20.75%となっており、認定基幹放送事業者に対する直接出資上限規制の「5分の1未満」に違反した状態となっていた。

2017年10月、東北新社は完全子会社の東北新社メディアサービスへ、同チャンネルの認定基幹放送事業者としての地位を承継した。東北新社の外資比率は依然「5分の1」を超過していたと考えられるが、認定基幹放送事業者でなくなった東北新社の違反状態は解消された。また、衛星基幹放送の場合は間接出資を外資比率に算入しないため、地位承継先の東北新社メディアサービスも含めて外資規制上問題ない状態となった。しかし、地位承継以前に外資規制違反状態にあったことが2021年3月の国会質疑で発覚し<sup>33</sup>、総務省は同年5月1日に同社の認定を取り消した<sup>34</sup>。これらの事例により、認定及び認定承継時の総務省の審査では外資規制の遵守状況を適切に確認できていないことが明らかとなった。

また、認定放送持株会社であるフジ・メディア・ホールディングス（以下「フジHD」）は、同年4月に2012年9月末から2014年3月末まで外資比率が「5分の1」を超え、違反状態となっていたことを公表した<sup>35</sup>。この違反も公表されないまま解消されていたが、「他社の事例」

---

を導入しなかった理由は、普及発展段階のメディアであり地上放送に匹敵する役割にはなっていないため等と説明されていた。その後制度化された移動受信地上基幹放送も間接出資規制の対象とはならなかった。一方、認定放送持株会社は間接出資規制の対象となっている。

<sup>31</sup> このような制度設計とした理由については「外国人の出資の状況が非常に細かい、1%未満のような出資の積み重ねで50%になっているというような…（中略）…投資目的でどんどん日本の株を買っておられるという場合には、…（中略）…どんどんそういった投資は円滑に進むものという前提のもとで制度をつくった」（同上）と説明されている。ただし、10%未満の場合も含めて計算した結果、間接出資分の合計が10%以上となる場合は、10%未満の場合も含めて計算した結果を算入する。また、直接出資者への出資比率が1者で50%を超える場合は、直接出資比率そのものを算入する。

<sup>32</sup> 以下、東北新社の事例については次を参照した。株式会社東北新社特別調査委員会『調査報告書（開示版）』2021.5.24. <<https://www.tfc.co.jp/tfc/images/2021/05/190f505b0b84a2feb6a9ad18bb2a3fff.pdf>>; 総務省情報通信行政検証委員会『検証結果報告書（第一次）～東北新社の外資規制違反等の問題について～』2021.6.4. <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000753801.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000753801.pdf)>

<sup>33</sup> 第204回国会参議院予算委員会会議録第5号 令和3年3月5日 p.7.（小西洋之議員発言）

<sup>34</sup> 「株式会社東北新社メディアサービスの放送法第93条第1項の認定（BS第125号）の取消し」2021.3.26. 総務省HP <[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/01ryutsu11\\_02000121.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/01ryutsu11_02000121.html)> 認定取消しにより「ザ・シネマ・4K」はサービス終了となった。なお、同チャンネル以外は認定時の外資規制違反の事実がなく、サービスが継続されている（「東北新社の認定取り消し、スターチャンネルに「直接の関係ない」なぜザ・シネマ4Kだけが対象なのか」『J-CASTニュース』2021.3.12. <<https://www.j-cast.com/2021/03/12407035.html>>）。

<sup>35</sup> フジ・メディア・ホールディングス「当社の過年度における外国人等の議決権比率の訂正について」2021.4.8. <<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/46760/0fe5958e/f759/46ed/8ff9/1ef87da42fe6/140120210408491711.pdf>> フジHDの完全子会社であるNEXTEP社が、ディ・コンプレックス社の株式の33.3%を保有し、さらに同社はフジHDの株式を50単元保有していた。この50単元は会社法（平成17年法律第86号）第308条における相互保有株式に当たり、議決権が制限される（岩原紳作ほか編『会社法コンメンタール7—機関（1）—』商事法務，2013，pp.140-146参照）。よって、外資比率の計算においても控除が必要だが、誤って控除を行わなかったため、外資比率が過小に

を踏まえ、公表に至ったものとされる<sup>36</sup>。ただし、認定取消しを行うにはその時点で取消し事由が必要であるとの理由により、フジHDの認定は取り消されていない<sup>37</sup>。この事例により、違反状態を公表せずにやり過ごすことで、処分を回避できるという制度の不備が明らかとなった<sup>38</sup>。

以上の2社の事例を受けて、総務省は同年4月から全ての基幹放送事業者及び認定放送持株会社の外資規制遵守状況の調査を行った。結果、3社が過去に外国人が特定役員に就任し外資規制に抵触していた時期があることが明らかとなり、嚴重注意及び再発防止を求める行政指導が行われた<sup>39</sup>。

## (2) 「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」での議論と論点

外資規制違反事例を受け、総務省は2021年6月から「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」（以下「検討会」）を設置し、情報通信分野における外資規制の実効性の確保や規制の在り方の見直しの検討を行った。2022年1月に公表された検討会による検討結果の「取りまとめ」<sup>40</sup>を踏まえ、今後電波法及び放送法の改正が行われる見通しである。「取りまとめ」で示された法改正の方向性は、大きく4点ある<sup>41</sup>。

1点目は、外資比率等の定期的な報告<sup>42</sup>や、外資比率等の状況変更時の報告の義務付けである<sup>43</sup>。これにより、フジHDの事例のように違反状態が解消後に発覚した場合、過去の違反状態そのものは処分できなくとも、報告義務違反に対して処分ができるようになる。ただし、報告のために放送事業者への過度な事務負担が生じることが懸念され<sup>44</sup>、特に放送事業者自身にも難しいとされる間接出資の把握に関しては、合理的な計算方法への見直しが求められている<sup>45</sup>。な

計算されていた。

<sup>36</sup> フジ・メディア・ホールディングス「当社の過年度における議決権の取り扱いに関する過誤について」2021.4.5. <<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/46760/d1fa0ea6/5ca8/47a6/bb44/9c3ac098df2d/140120210405490160.pdf>>

<sup>37</sup> フジHDは、総務省から認定を受けた2008年9月においては外資規制に抵触していなかった。また、フジHDからの報告により外資規制違反を総務省が把握した2014年12月においても、外資規制違反状態は既に解消されていたため、取消し不可とされた。一方、東北新社は、認定を受けた2017年1月において外資規制に抵触しており、本来であれば認定不可であったため、当初の認定に重大な瑕疵があったとして、総務大臣の職権による取消しがなされた（情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会事務局「放送分野における外資規制違反の事例」（第1回情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 資料1-3）2021.6, p.4. 総務省HP <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000754981.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000754981.pdf)>）。

<sup>38</sup> 「違反解消なら認定取り消せず フジHD 外資規制違反問題で総務相」『朝日新聞』2021.4.10.

<sup>39</sup> 「外資規制の遵守状況に関する調査の結果」2021.10.1. 総務省 HP <[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu11\\_02000122.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000122.html)>

<sup>40</sup> 情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 前掲注(5)

<sup>41</sup> なお、「取りまとめ」では放送事業者以外に対する外資規制についても検討結果が示されており、船舶や航空機上の無線局については外資規制撤廃の方向性が示された。一方、検討会の中途まで規制の緩和が検討されていた人工衛星に関する無線局については、安全保障上の観点等から「慎重に検討する」という表現となった（同上, p.13.）。

<sup>42</sup> なお、現行法においても、基幹放送事業者及び認定放送持株会社は、外資比率が15%以上の場合、6か月ごとに外資比率を公告する必要がある（放送法第116条第5項、第125条第2項及び第161条第2項並びに放送法施行規則第203条）。

<sup>43</sup> 情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 前掲注(5), p.16.

<sup>44</sup> 「非上場企業が多いローカル局については、提出できる資料に限られている」、「膨大な資料を集めて総務省に出し、総務省の担当が全部確認しなければならないというのも、相当大変」、「実務面では役員の外国性の把握は難しいという声も」（日本民間放送連盟。以下「民放連」）等といった意見が表明された（情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会事務局「情報通信分野の外資規制の在り方に関する主要論点の整理（案）」（情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会（第5回） 資料5-2）2021.10, p.13. 総務省HP <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000773681.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000773681.pdf)>）。

<sup>45</sup> 「間接出資の株主を正確に把握することは事実上困難という大きな問題が存在する。例えば、間接出資の10%未満の特例条項を守るためには、出資関係を全て洗い出さないと、間接出資が10%以上なのか10%未満なのか把握



お、東北新社の事例を通じて、基幹放送についての認定及び免許に関する従来の申請書や添付書類の様式では外資比率違反を検証できないことが明らかとなったため<sup>46</sup>、総務省は省令を改正しこれを変更した<sup>47</sup>。

2点目は、認定等の取消し処分の前に期間を定めて是正を求める措置の導入である<sup>48</sup>。これは違反時の即時の認定等取消しを避けるべきという放送事業者側の主張<sup>49</sup>や、放送停止時の社会的影響<sup>50</sup>に配慮したものである。フジ HD の事例のような場合は、適正に行われていなかった株式名簿の名義書換え拒否を、定められた期間内に改めて実施する等により是正できるようにすることが考えられる。

3点目は、コミュニティ放送を間接出資規制の対象外とし、外国人役員就任規制も一部緩和するというものである<sup>51</sup>。これは、コミュニティ放送を行う事業者の主張に配慮したものである<sup>52</sup>。

4点目は、外資規制に関する総務省の審査体制の強化である<sup>53</sup>。具体的な制度整備として、金子恭之総務相は「外資規制審査官」を設置する考えを明らかにしている<sup>54</sup>。

## II 諸外国の放送事業者に対する外資規制

諸外国に目を向けると、放送事業者に対する外資規制の法制は非常に多様である。以下では、

---

できない（民放連）等といった意見が表明された（同上、p.15.）。「取りまとめ」では、直接出資比率が0.1%未満の間接出資を計算対象外とするという対応案が例示されている（情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 前掲注(5), p.18.）。

<sup>46</sup> 情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会事務局「放送に係る外資規制の実効性確保に向けた当面の対応（案）について」（情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会（第2回）資料 2-1）2021.7. 総務省 HP <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000758549.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000758549.pdf)>

<sup>47</sup> 「放送法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令」（令和3年総務省令第107号）による。なお、検討会では、放送法施行令（昭和25年政令第163号）において、認定基幹放送事業者及び認定放送持株会社について外資比率等を定期的に把握・検証するための総務大臣の権限の定めがないことも問題点として整理され、「放送法施行令の一部を改正する政令」（令和3年政令第327号）により改正された。

<sup>48</sup> 情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 前掲注(5), pp.22-23.

<sup>49</sup> 「免許・認定の取消しは、事業の廃止につながり、視聴者・社会に多大な影響を及ぼすおそれがあるため、放送を継続しながら違反状態を是正可能な制度が適切ではないか」（民放連）、「故意的な事案を除いて、違反による即時の認定取消しは避けるべき」（衛星放送協会）等といった意見が表明された。なお、間接出資による違反は現免許・認定の期間内での猶予規定が現行法にあるが、「発覚したときに免許認定[の更新]の直前だったら一体どうなるのだろうと考えると、なかなか難しい」（民放連）（〔 〕内は筆者補記）と指摘されている（情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会事務局 前掲注(44), p.18.）。

<sup>50</sup> 「取消猶予の制度は、…（中略）…免許や認定の取消しが生じた場合には、放送の受容者である視聴者等にとって計り知れない影響が生じ得るということを考えると、ぜひとも早期に実現しなければいけない」（大谷日本総合研究所執行役員法務部長）等といった意見が検討会構成員からなされた（同上、p.18.）。

<sup>51</sup> 情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 前掲注(5), p.11.

<sup>52</sup> 「例えば出資者の相続や国際結婚、地域企業が買収を受けたというような案件が出てきた場合に、その個人の影響を非常に受けやすい。特に外国人居住者の多い地域では考慮すべき問題となることがある」（日本コミュニティ放送協会）等といった意見が表明された（情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会事務局 前掲注(44), p.8.）。なお、2011年には、兵庫県神戸市長田区の「FM わいわい」において韓国籍の理事就任が外資規制により認められなかった事例が発生している（「外資規制、地域ラジオ圧迫 経営に足かせ」『産経新聞』（大阪本社版）2021.8.24、夕刊）。

<sup>53</sup> 「外資規制の審査体制の強化を図るため、総務省に外資規制の審査を総合的かつ一元的に取り扱う体制を整備することが適当と考えられる。」（情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 前掲注(5), p.25.）

<sup>54</sup> 「金子総務大臣閣議後記者会見の概要」2022.1.14. 総務省 HP <[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/kaiken/01koho01\\_02001098.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02001098.html)>

可能な限り多くの類型を概観するため、米国、英国、ドイツ、フランス、カナダ、オーストラリア及び韓国の7か国を取り上げ、規制の概要と、わが国で大きな論点となっている規制違反時の措置等を整理した（巻末の表も参照）。併せて、規制に関する近年の動向にも触れる。

## 1 米国—役員規制を廃止し出資規制を段階的に緩和—

米国の1934年通信法（Communications Act of 1934 (47 U.S.C. 151 et seq.））第310条(b)では、無線局免許が付与・保有されてはならない放送事業者<sup>55</sup>として以下を定めている。

- ① 外国人等<sup>56</sup>
- ② 外国人等が資本又は議決権の5分の1超を保有する企業
- ③ 外国人等が資本又は議決権の4分の1超を保有する企業により、直接・間接的に支配されている企業（免許付与の拒否又は取消しが公益に適うと判断される場合<sup>57</sup>）

この第310条(b)を含め、1934年通信法について意図的又は反復的な違反や不遵守が行われた場合、規制監督機関<sup>58</sup>は免許を取り消すことができる（第312条(a)(4)）<sup>59</sup>。

なお、かつて第310条(b)は外国人等の役員等に関する制限を含んでいたが、1996年の法改正により、通信産業市場の競争性を高めることを目的として廃止された<sup>60</sup>。また、2016年には、特定の状況下においては、規制違反を生じさせるような新たな投資を当事者が予見できないことが認められ、違反状態を認識し又は公益性に問題があると認定されてから、原則30日後まで猶予が認められるようになっている<sup>61</sup>。

## 2 英国—外国人不適格条項を廃止—

英国の1990年放送法（Broadcasting Act 1990 (c.42.））附則2第2編では、かつて外国人等<sup>62</sup>を放送免許<sup>63</sup>の不適格者であると定めていた<sup>64</sup>。

この不適格条項は、英国内への投資促進と産業発展をねらいとして、2003年の法改正で撤廃

<sup>55</sup> 有料衛星放送について除く。1934年通信法における「放送」には当てはまらなるとされているため（Federal Communications Commission, “Report and Order,” FCC 02-110, 2002.6.13 (adopted: 2002.4.8), p.16.）。

<sup>56</sup> 以下、米国の法令について「外国人又はその代理人若しくは外国法の下に組織された企業」を「外国人等」とする。ただし、出資制限については「外国政府又はその代理人」も含む。

<sup>57</sup> 具体的には「例えば国家安全保障やその他の重大な懸念をもたらす場合」とされている（Federal Communications Commission, “Report and Order,” FCC 16-128, 2016.9.30 (adopted: 2016.9.29), p.39.）。

<sup>58</sup> 連邦通信委員会（Federal Communications Commission: FCC）

<sup>59</sup> 一般には、1934年通信法やその下位規定の違反者への懲役又は罰金の適用もあり得る（第501条及び第502条）。

<sup>60</sup> 1996年電気通信法（Telecommunications Act of 1996.）第403条(k)により、「いずれかの取締役や役員が外国人である企業」及び「いずれかの取締役が外国人又は役員4分の1超が外国人である企業に直接・間接的に支配されている企業」が無線局免許者の欠格要件から削除された（城所岩生「米国通信法改正（2）」『国際商事法務』24巻12号, 1996.12, pp.1251-1256.）。

<sup>61</sup> Federal Communications Commission, “Report and Order,” FCC 16-128, 2016.9.30 (adopted: 2016.9.29)による。この命令では、併せてWTO加盟国からの出資について競争促進の観点から公益性を確認不要としたため、同加盟国の企業は子会社を通じて間接的に免許が保有できるようになった。さらに、非支配目的の外国人等の投資は審査なく49.99%まで引上げ可能とした。

<sup>62</sup> 以下、英国の法令において「欧州経済共同体（EEC）加盟国内に居住する加盟国の国民でも、英国や英国王室属領（マン島及びチャンネル諸島）の在住者でもない者」及び「EEC加盟国の法律の下に設立され加盟国内に拠点を置く法人でも、英国王室属領の法律の下に設立された法人でもない者」を「外国人等」とする。

<sup>63</sup> 議論の余地はあるものの、衛星放送免許等は対象外であったとされている（Nikoltchev, *op.cit.*(5), p.26.）。

<sup>64</sup> 外国人等には放送免許の付与を行わず、また免許が保持され続けられないよう全てを行う（shall do all）としていた（第5条1(a)及び第88条1(a)）。

されたが<sup>65</sup>、それにより放送局の独占や寡占化が進み英国メディアの多様性・多元性が損なわれることが懸念された。そこで、メディア企業の吸収や合併の提案が出された場合には、規制監督機関<sup>66</sup>において「多様性審査」を行うこととなっている<sup>67</sup>。

### 3 ドイツ—居住国等を一部州で規定—

ドイツでは放送行政は州が所管しており、放送事業を行うには基本的に各州法に基づく免許が必要である<sup>68</sup>。そして、一部州法において放送免許に関して居住国等を制限する例がある<sup>69</sup>。例えば、バーデン＝ヴュルテンベルク州の国家メディア法（Landesmediengesetz (LMedienG) Vom 19. Juli 1999.）においては、放送免許申請者の要件に「ドイツ、EU（欧州連合）又はEEA（欧州経済領域）内に居住又は登録事業所を持つこと」が含まれる（第13条(2)5）。

### 4 フランス—フランス語放送の出資を規制—

フランスのコミュニケーションの自由に関する1986年9月30日の法律第86-1067号（レオタール法）（Loi n° 86-1067 du 30 septembre 1986 relative à la liberté de communication (Loi Léotard).）第40条は、「フランス語放送の地上波テレビ・ラジオ放送の認可は、株式又は議決権の20%以上が外国人<sup>70</sup>によって直接・間接的に保有されている企業に付与できない。」と定めている。これに違反し、是正通知に従わない場合には、規制監督機関<sup>71</sup>は放送認可の取消し等を行うことができる<sup>72</sup>。

なお、規制の遵守状況の把握のため、半年ごとに外国人の出資比率を規制監督機関に報告するといった条件が、個別の放送事業者の認可決定において定められている<sup>73</sup>。

### 5 カナダ—役員及び出資を規制し規制条項廃止を撤回—

カナダの1991年放送法（Broadcasting Act (S.C.1991, c.11).）第3条(1)(a)は「カナダの放送<sup>74</sup>システムは、カナディアン（Canadian）によって効果的に保有及び管理されなければならない。」

<sup>65</sup> 2003年通信法（Communications Act 2003 (c.21).）第348条により1990年放送法から削除された。

<sup>66</sup> 通信庁（Office of Communications: Ofcom）

<sup>67</sup> 2002年企業法（Enterprise Act 2002 (c.40).）第58条に「高品質かつ多様な趣味及び関心に訴える幅広い放送」を英国全土で利用できるかどうか等を審査する規定が加えられた（2003年通信法第375条による。）。問題がある場合は、同法に基づく吸収や合併の停止命令等がなされ得ると考えられる。

<sup>68</sup> 鈴木秀美『放送の自由 増補第2版』信山社、2017、p.157.

<sup>69</sup> Nikoltchev, *op.cit.*(5), p.17.

<sup>70</sup> 同条は「外国籍を持つ自然人、株式の過半数をフランス国籍の自然人又は法人が直接・間接的に持たない企業若しくは役員が外国人である団体」を「外国人」と定めている。なお、同条に「国際公約に反しない範囲において」という条件が付されていることを理由として、EEA加盟国については規制の対象外であるとフランス国務院は判断している（[Conseil supérieur de l'audiovisuel], “Assemblée générale - Avis no 367.729,” 2002.6.27. <<https://www.cs.a.fr/content/download/19858/331094/file/CE,%20avis%20du%2027%20juin%202002.pdf>>）。

<sup>71</sup> 視聴覚・デジタル通信規制機構（Autorité de régulation de la communication audiovisuelle et numérique: Arcom）

<sup>72</sup> 一般に、同法の違反について Arcom からの是正通知に従わない場合、Arcom は番組の一時停止、金銭的制裁、放送認可期間の短縮、放送認可の取消し等を行うことができる（第42-1条）。また、刑事罰としての罰金規定（第77条）もあるが、それが科されるのは故意の場合のみとされている（[Conseil supérieur de l'audiovisuel], *op.cit.*(70).）。

<sup>73</sup> 例えば、ル・マンテレビ社の認可を更新する2015年1月21日の決定第2015-24号（Décision n° 2015-24 du 21 janvier 2015 portant reconduction de l'autorisation délivrée à la société Le Mans Télévision）第4-1-1条

<sup>74</sup> 1991年放送法は、同法における「放送」を「電波又はその他の電気通信手段による公衆の受信のための番組送信」と定義し（第2条第1項）、特に有線送信も含めている（同条第2項）。

と定めている。下位規則<sup>75</sup>では「カナディアン」の要件を以下のように定めている。

- ① カナダに居住するカナダ市民
  - ② カナダ法又は州法の下に法人化され、取締役等の 80%以上がカナディアンであり、カナディアンが直接・間接的に議決権付株式や議決権の 80%以上を保有及び管理する企業
  - ③ 親会社を持つ企業の場合は、親会社がカナダ法又は州法の下に法人化され、カナディアンが直接・間接的に議決権付株式や議決権の 3 分の 2 以上を保有及び管理する者<sup>76</sup>（カナディアンが直接・間接的に持つ議決権付株式や議決権が 80%未満の場合、取締役のカナディアンが 80%未満の場合等は、親会社やその取締役が番組編成に支配力や影響力がないこと）
- 放送免許者は常にこの要件を満たす必要があり、違反時には公聴会を経て（第 18 条(1)）、規制監督機関<sup>77</sup>による免許の一時停止や取消しが行われ得る<sup>78</sup>。

なお、2020 年 11 月、第 3 条(1)(a)による規制条項を削除する内容を含む 1991 年放送法等を改正する法案<sup>79</sup>がカナダ議会に提出されたが、後に法案はこれを残す内容に修正されている<sup>80</sup>。

## 6 オーストラリア—役員及び出資規制を廃止—

オーストラリアの 1992 年放送サービス法（Broadcasting Service Act 1992.）第 57 条、第 58 条及び第 109 条は、かつて以下を定めていた。

- ① 商業テレビ放送<sup>81</sup>の免許者は、1 者の外国人<sup>82</sup>が支配（株式・議決権等の 15%超を保有<sup>83</sup>）してはならず、2 者以上の外国人が株式・議決権等の 20%超を保有してはならない。また、役員 20%超が外国人であってはならない。

<sup>75</sup> 「CRTC への指令」（Direction to the CRTC (Ineligibility of Non-Canadians) (SOR/97-192).）

<sup>76</sup> ②及び③は、カナディアンである条件の中にカナディアンに関する条件を含むという、再帰的なものになっている。また、親子会社については子会社そのものへの直接・間接出資と、親会社への直接・間接出資の両者が規定されており、この算定方式では、外国支配は最大 46.7%まで認められる。子会社の 20%が直接的に外国支配され、80%が親会社に支配されており、さらに親会社の 3 分の 1 が外国支配された場合に、 $20\%+80\%\times 1/3=46.7\%$ と計算される（Standing Committee on Canadian Heritage, *Our Cultural Sovereignty: The Second Century of Canadian Broadcasting*, 2003, p.389. <<https://www.ourcommons.ca/Content/Committee/372/HERI/Reports/RP1032284/herirp02/herirp02-e.pdf>>）。

<sup>77</sup> カナダ・ラジオテレビ通信委員会（Canadian Radio-television and Telecommunications Commission: CRTC）

<sup>78</sup> 「公聴会后、その開催通知の直前 2 年以内に免許発行不可であった者が免許を保有していたことを CRTC が認めない限り免許の一時停止又は取消しはできない。」（第 24 条(1)）という規定が根拠とされる（Grant Buchanan and Lorne Salzman, *Revisiting Canadian Ownership and Control of Canadian Communications Companies, New Developments in Communications Law and Policy: Fourteenth Biennial National Conference Sponsored by the Law Society of Upper Canada and the Canadian Bar Association*, April 25-26, 2008.）。

<sup>79</sup> An Act to Amend the Broadcasting Act and to Make Related and Consequential Amendments to Other Acts (C-10). <<https://www.parl.ca/LegisInfo/BillDetails.aspx?billId=10926636>>

<sup>80</sup> 下位規則は変更しないと政府は説明していたが、放送システムの「カナディアン」保有を終わらせ得るとして批判に晒された（Michael Geist, “Ottawa’s New Broadcast Bill Could Spell the End of Canadian Ownership Requirements,” *The Globe and Mail (Online)*, 2020.12.1.）。その後法案は不成立となったが、与党は引き続き同様の法律の成立を目指すとしている（Bill Curry, “Liberals’ Parliamentary Agenda Lists Three Internet Regulation Bills as Early Priorities,” *The Globe and Mail (Online)*, 2021.10.1.）。

<sup>81</sup> 主に広告収入により運営される一般公衆向けの無料放送と定義されている（第 14 条）。

<sup>82</sup> 1992 年放送サービス法は「非オーストラリア市民の自然人」、「設立場所にかかわらず、非オーストラリア市民の自然人が株式・議決権等の 50%超を保有している企業」又は「設立場所にかかわらず、前 2 者が株式・議決権等の 50%超を保有している企業」を「外国人」と定めている（第 6 条(1)）。なお、同法に基づく株式・議決権等の比率計算は、直接出資比率と直接出資者への外国人による出資比率の積で計算する間接出資を含めるが、「全ての少数の株式・議決権等を追跡する必要はない」ともされている（附則 1 第 8 条）。

<sup>83</sup> “The 15% rule”（附則 1 第 6 条）による。なお、この支配関係については、親会社が子会社を支配している場合、親会社は直接・間接的な出資比率によらず、子会社の支配する企業も支配しているとみなされる（附則 1 第 7 条）。

- ② 有料テレビ放送<sup>84</sup>の免許者は、1 者の外国人が株式・議決権等の 20%超を保有してはならず、他の外国人と合わせ 35%超を保有してはならない。

これらの規制に違反し、是正通知に従わない場合、規制監督機関<sup>85</sup>は期間を定めた是正命令を行い（第 70 条及び第 111 条）、放送免許の一時停止又は取消しができた（第 143 条）。是正命令に従わない場合の罰金の規定もあった（第 66 条及び第 111 条）。ただし、役員規制の違反に関しては、規制監督機関が特段の事情を認めた場合、28 日以内に限り容認された（第 58 条）。

これらの規制は 2006 年の法改正により撤廃された<sup>86</sup>。規制緩和を目的とした撤廃だったが、その後オーストラリアの 3 大商業テレビ事業者全ての外資比率が急激に上昇し、2 つは完全に外資企業となった。また、それらがいずれも企業収益に関心を寄せるあまり、番組内容に関する放送法違反を繰り返しているとも批判された<sup>87</sup>。

## 7 韓国—代表者や出資を規制し地上波放送は外資不可—

韓国の放送法（방송법（법률 제 18732 호））第 13 条及び第 14 条は以下を定めている。

- ① 外国人等<sup>88</sup>はケーブルテレビ中継事業<sup>89</sup>やケーブルテレビ音楽放送事業を営んではならない。外国籍者や外国企業・機関の代表者は、原則として放送免許又は放送事業の認可・登録を受けた企業の代表者や放送番組の責任者であってはならない。
- ② 地上波放送事業者及びコミュニティラジオ放送事業者は、外国人等から出資を原則として受けてはならない。
- ③ 総合編成チャンネル事業者<sup>90</sup>及びケーブルテレビ中継事業者は、外国人等から株式又は持分の 20%超の出資を原則として受けてはならない。報道専門チャンネル事業者は、10%超の出資を受けてはならない。ケーブルテレビ放送事業者、衛星放送事業者、放送チャンネル使用事業者（総合編成や報道専門チャンネル事業者を除く。）及び伝送網事業者は、49%超の出資を原則として受けてはならない。

これらの規制の違反時には、規制監督機関<sup>91</sup>による一定期間の放送免許の取消し等ができる<sup>92</sup>

<sup>84</sup> 一般公衆向けの有料放送と定義されている（第 17 条）。

<sup>85</sup> オーストラリア通信メディア庁（Australian Communications and Media Authority: ACMA）

<sup>86</sup> 2006 年放送サービス改正法（Broadcasting Services Amendment (Media Ownership) Act 2006 (No.129, 2006).) 附則 2 による。

<sup>87</sup> 香取淳子「オーストラリアの 2006 年メディア改革」『[長崎県立大学国際情報学部]研究紀要』9 号, 2008, p.76.

<sup>88</sup> 以下、韓国の法令について「外国人、外国政府・機関」を「外国人等」とする。ただし、②以降については「外国人、外国政府・機関が大統領令で定める割合を超える株式・持分を保有する企業」を含む。なお、当該割合は放送法施行令（방송법 시행령（대통령령 제 31658 호））第 14 条によって「50%又は最大出資者の場合」としている。この定義は間接出資を規制するものであるが、外国人等の出資比率が 50%超の者の直接出資比率をそのまま計上するという考え方であり、わが国等が採用する乗算を重ねる方式と異なる。

<sup>89</sup> ケーブルテレビ放送局から視聴者への伝送を行う事業として定義されている（第 2 条）。

<sup>90</sup> 放送法においては、地上波放送事業者等のチャンネルを使用し番組放送を行うソフト事業者を「放送チャンネル使用事業者」と分類し、地上波放送事業者等と区別し規制がなされている。特に、特定分野に限らず放送を行う「総合編成チャンネル事業者」については社会的影響力が大きく、それに応じた規制内容となっている（金泳徳「メディア法改正後の韓国の放送産業—総合編成チャンネルの参入と韓国テレビ産業の行方—」李相哲編『日中韓の戦後メディア史』藤原書店, 2012, pp.261-278.）。

<sup>91</sup> 韓国放送通信委員会（Korea Communications Commission: KCC）

<sup>92</sup> KCC により 6 か月以内の期間を定めて放送免許や放送事業の認可・承認の取消し、関連事業の全て又は一部の停止、広告の一時停止若しくは放送免許等の有効期間の短縮を命じることができる（第 18 条）。なお、これら処分は、放送等を所管する行政官庁である科学技術情報通信部（Ministry of Science and ICT: MSIT）の長官も行うことができる。

ほか、出資に関する違反時には是正命令も可能としている<sup>93</sup>。ただし、代表者等についての違反に関しては、3か月以内に解消すれば処分はなされない（第18条）。また、事業の停止が視聴者に重大な不便を与える等の場合は、課徴金の賦課に代えることができる（第19条）。

かつては、外国人等の出資がより幅広く禁じられていたが、2009年に行われた放送法改正により、総合編成チャンネル事業者等について一定割合の外資導入が認められ、現在の規制内容となった<sup>94</sup>。結果、外国人株主を持つ新聞社等による放送事業への参入が相次いだとされている<sup>95</sup>。

## おわりに

わが国の放送事業者に対する外資規制は複雑な内容ではあるが、諸外国の制度もシンプルなものは少なく、かつ多様である。規制違反時の措置については、わが国のように義務的に免許又は認定の取消しを行うという規定は、諸外国では現存しているものは見られない。

一方、わが国で今般拡充される方向となった違反時の猶予措置については、様々な制度が各国に存在している。これは、資本自由化という大原則に対する特殊な位置づけの規制であるが故に、国ごとに様々な考慮を行い、制度化されているためと考えられる。ただし、規制遵守状況の定期的な報告といった制度は、フランスを除き見受けられないことも注目される。

これら制度のわが国への導入に当たっては、わが国で現実的に運用可能な方式であるか、十分に検討する必要がある<sup>96</sup>。規制が何のためにあるかという抜本的な議論として、20%という比率そのものの是非や、むしろ外国資本をわが国に呼び込むメリットといったことについて検討が不足していたと指摘する有識者もいる<sup>97</sup>。規制の目的を慎重に見極め、その目的が必要十分に達成される立法と運用を行うことが望まれる。

<sup>93</sup> 原因となった株式・持分の保有者は、保有分又は超過分の議決権を行使できない。また、MSIT長官又はKCCは、放送事業者又は株式・持分の保有者に対し、6か月以内の期間を定めて是正命令を行うことができる（第14条）。

<sup>94</sup> 総合編成チャンネル事業者や報道専門チャンネル事業者の一定割合の外資導入の容認とともに、大企業や新聞社に対する所有規制も大幅に緩和されたため、新聞社が大企業と外資の協力の下に総合編成チャンネルを設立することが可能となった（菅谷実「2009年メディア法」可決後の韓国メディア」『マス・コミュニケーション研究』77号、2010、pp.281-283。）。

<sup>95</sup> 規制緩和の結果については、外国人株主よりも、直接出資者である新聞社を要因とする悪影響等が指摘されているようである。法改正に先立ち、大手保守新聞の影響による世論の独寡占の可能性が強まることや、過当競争による番組品質の低下が懸念され（金 前掲注(90)）、実際、放送事業に参入した新聞社による放送内容については批判的な意見も多いとされる（趙章恩「新聞放送兼営は成功したのか？韓国・総合編成チャンネル開局から2年」『Journalism』283号、2013.12、pp.144-149。）。

<sup>96</sup> 例えば、検討会において遵守状況の把握の困難さが明らかとなった間接出資規制については、制度導入当時「外資の間接出資規制に関する法案は、ライブドア社が外国企業からの資金調達によってニッポン放送株を大量に取得したことが[2005年2月に]明らかになってから、さきの通常国会において[同年4月19日に]慌てふためいて提出されたものであります。したがって、外資規制の在り方について十分な検討がなされたとはとても言えるものではありません。」（〔 〕内は筆者補記）といった批判がなされていた（第163回国会参議院会議録第9号 平成17年10月26日 p.4.（那谷屋正義議員発言））。

<sup>97</sup> 砂川浩慶「総務省、外資規制で意見募集」『GALAC』297号、2022.2、pp.52-53.

巻末表 わが国及び諸外国の放送事業者に対する外資規制

国・根拠法令	国籍等に関する制限	出資に関する制限	規制監督機関等による違反時措置	備考
日本 放送法・電波法	①外国人等は免許・認定不可 ②放送や放送事業者の種別に 応じ、代表者や特定役員、 役員の3分の1以上が外国 人等であること不可	①地上基幹放送は外国人等の 5分の1以上の直接・間接出 資不可 ②衛星基幹放送の認定基幹放 送事業者は5分の1以上、 基幹放送局提供事業者は 3分の1以上の直接出資不可 ③一般放送事業者は3分の1 以上の直接出資不可	免許・認定 の取消しを 要する。	間接出資での違反時は 免許・認定取消しを猶 予可／一般放送事業者 はソフト・ハード一致 の場合のみ規制対象
米国 1934年通信法	外国人等は無線局免許不可 取締役・役員に外国人がいる 又は支配会社の役員が4分の1 以上若しくは取締役が外国人 の企業は無線局免許不可 【1996年に廃止】	①外国人等の出資が5分の1 超の企業は無線局免許不可 ②4分の1超の企業に直接・間 接的に支配される企業は無 線局免許不可（公益に反す ると認定された場合）	故意の場合 等は免許の 取消しがで きる。	公益性判断において、 非支配目的かつ49.99% 以下の出資や、WTO 加盟国の者の間接支配 は許容／予見不可の出 資違反は猶予可
英国 1990年放送法	外国人等は放送免許不適格 【2003年に廃止・多様性審査制 度導入】	—	免許を保持 させ続けな い。	EEC加盟国の者は規制 対象外
ドイツ バーデン＝ヴ ルテンベルク州 国家メディア法	放送免許申請者はEU又は EEAに居住又は事業所を持つ こと。	—	免許付与が できない。	他州においても同様の 規制の例あり
フランス レオタール法	—	外国人の直接・間接出資が 20%以上の企業はフランス語 地上波テレビ・ラジオ放送の 認可不可	認可の取消 し等ができ る。	故意の違反は罰金刑／ EEA加盟国の者は規制 対象外／出資比率を半 年ごとに報告
カナダ 1991年放送法・ CRTCへの指令	以下のカナディアンを条件を 満たすこと。 ①カナダ居住のカナダ市民、 カナダ法・州法の下に法人 化した企業やその子会社 ②80%以上の取締役等がカナ ディアン	以下のカナディアンを条件を 満たすこと。 ①カナディアンの直接・間接 出資が80%以上 ②親会社を持つ場合、親会社 のカナディアンの直接・間 接出資が3分の2以上	免許停止・ 取消しがで きる。	カナディアンの出資が 80%未満又は20%以上 の取締役等が非カナデ ィアンの親会社は番組 編成に関与不可
オーストラリア 1992年放送 サービス法	商業テレビ免許者の役員の 20%以上が外国人であること 不可 【2006年に廃止】	①商業テレビ免許者への直 接・間接出資は外国人1者 で15%、合計20%以下 ②有料テレビは1者で20%、 合計35%以下 【2006年に廃止】	免許停止・ 取消しがで きる。	是正命令違反者は罰金 ／役員については違反 状態を最大28日間猶 予可
韓国 放送法	①外国人等はケーブルテレビ 中継事業やケーブルテレビ 音楽放送事業の営業不可 ②外国人や外国法人・団体の 代表者は原則放送事業者の 代表者や放送番組責任者で あること不可	①外国人等は地上波放送事業 者及びコミュニティラジオ 放送事業者へ原則出資不可 ②総合編成チャンネル事業者 及びケーブルテレビ中継事 業者は原則20%超の出資不 可。報道専門チャンネル事 業者は10%超不可、その他 チャンネル使用事業者等は 原則49%超不可	免許の取消 し等ができ る。	代表者等の違反は3か 月間猶予可／出資規制 違反時は保有分又は制 限超過分の議決権の行 使不可／事業停止処分 の悪影響が大きい場合 は課徴金で代替

(注) 網掛けは廃止された規制を示す。廃止年は廃止を行った法律の成立年を示す。

(出典) 情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ」2022.1, p.39. 総務省 HP <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000789471.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000789471.pdf)> 等を参考に、各国法令に基づき筆者作成。